



市内で野生きのこを販売する方へ

長野県の大切な秋のめぐみである野生きのこを安心して売ったり買ったりできるようにするために、長野市では「長野市野生きのこの販売に関する指導要綱」を制定しています

山野などに自生するきのこを消費者に直接販売する方は、
長野市保健所へ事前に届出をお願いします。

- ※ インターネットでの販売を含みます
- ※ 栽培きのこの販売や卸売りをする場合は届出の対象になりません
- ※ 農産物直売所・道の駅などが、きのこの採取者から委託を受けて販売する場合は、この届出とは別に食品衛生法第57条に基づく営業の届出が必要です。

～届出について～

長野市野生きのこ販売場開設届出書の提出

① 鑑別責任者の設置

- ☆ 『鑑別責任者』の資格は特になく、販売する野生きのこを、責任をもって鑑別できる人を意味します

② 販売する野生きのこの種類

- ☆ 販売するきのこの種類をあらかじめ提出します



長野市ウェブサイト
～野生きのこを販売する方へ～

～届出後のお願い～

販売所への届出済証の掲示

- ☆ 届出済証は、保健所から後日交付されます

販売きのこの種類毎の表示

- ☆ 販売きのこは、正式和名を表示してください（[例] ×ジコボウ ○ハナイグチ）
- ☆ 食べ方に注意が必要なきのこの場合、その内容を表示してください

年1回の野生きのこに関する講習会の受講

- ☆ 販売者又は鑑別責任者を対象に年1回講習会を実施しています

お問い合わせ先
長野市保健所食品生活衛生課
TEL：026-226-9970